

「三田市新しい生活様式対応事業者応援助成金」ご案内

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策や新たな販路開拓など、ポストコロナを見据えた「新しい生活様式」等への対応を行う事業者の方を応援するために、三田市独自の助成金をご用意しました。

対象事業者及び助成額

<p>対象事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 三田市内に事業所（店舗）を置く中小法人及び個人事業主（政治団体・宗教法人を除く） <p>※留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 本助成金の申請は1事業者につき1回限りです。（1事業者が市内2事業所以上を整備する場合は、まとめて申請を行う必要があります。） 兵庫県等による他の感染防止対策事業において、同一経費で申請・受領を行っていないこと。 <p>※中小企業、個人事業主の範囲</p> <p>下記の表の業種ごとに、資本金または従業員数のいずれかに該当することが必要です。（中小企業基本法に定める中小業者）※会社以外の法人（学校法人、NPO法人など）も同様。</p> <table border="1" data-bbox="276 840 1455 1077"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>中小企業基本法の定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業・情報通信業（一部はサービス業に該当）建設業・運輸業、その他の業種</td> <td>資本金3億円以下 又は 従業員数300人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>資本金1億円以下 又は 従業員数100人以下</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>資本金5千万円以下 又は 従業員数50人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>資本金5千万円以下 又は 従業員数100人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※従業員数は、正社員、パート、アルバイトなどの名称にかかわらず、期間の定めなく雇用（雇用契約期間が反復更新を含む）されている者の人数。</p>	業種	中小企業基本法の定義	製造業・情報通信業（一部はサービス業に該当）建設業・運輸業、その他の業種	資本金3億円以下 又は 従業員数300人以下	卸売業	資本金1億円以下 又は 従業員数100人以下	小売業	資本金5千万円以下 又は 従業員数50人以下	サービス業	資本金5千万円以下 又は 従業員数100人以下			
業種	中小企業基本法の定義													
製造業・情報通信業（一部はサービス業に該当）建設業・運輸業、その他の業種	資本金3億円以下 又は 従業員数300人以下													
卸売業	資本金1億円以下 又は 従業員数100人以下													
小売業	資本金5千万円以下 又は 従業員数50人以下													
サービス業	資本金5千万円以下 又は 従業員数100人以下													
<p>助成額</p>	<p>助成額を超える事業を実施した場合に定額で支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 1事業所を整備した場合 5万円 <ul style="list-style-type: none"> 事業に要した費用合計額が5万円に満たない場合は対象外 ◆ 2事業所以上を整備した場合 10万円 <ul style="list-style-type: none"> 事業に要した費用合計額が10万円に満たない場合は対象外 													
<p>補助対象経費</p> <p>※市内の事業所・店舗を整備するものが対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対策の「兵庫県業種別ガイドライン」等に沿った感染防止対策や新たな販路開拓などポストコロナ社会を見据えた、下記の例示事業などの取組みが対象です。 令和2年10月1日から令和3年3月31日の間に支払った経費が対象です。 <table border="1" data-bbox="260 1588 1461 2116"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業区分</th> <th>補助対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">対面型サービス等</td> <td>密集回避</td> <td>・密集を避けるための座席配置の変更等の改修など</td> </tr> <tr> <td>密閉回避</td> <td>・換気設備（換気扇、換気ダクト）や空気清浄機（殺菌等機能付き） ・換気に必要な「網戸」の設置など</td> </tr> <tr> <td>密接回避</td> <td>・飛沫感染を防止する透明板等の設置 ・キャッシュレス対応機器導入 ・サーモグラフィカメラの導入 ・自動消毒液噴霧器（ノータッチディスペンサー）の導入など</td> </tr> <tr> <td colspan="2">販路拡大 業態転換</td> <td>・新商品の開発費や陳列棚の購入 ・新たな販促用チラシ及びECサイト作成 ・非接触型のオンライン営業や業態転換（デリバリーへの転換等）に必要な機器購入など</td> </tr> </tbody> </table>	事業区分		補助対象経費	対面型サービス等	密集回避	・密集を避けるための座席配置の変更等の改修など	密閉回避	・換気設備（換気扇、換気ダクト）や空気清浄機（殺菌等機能付き） ・換気に必要な「網戸」の設置など	密接回避	・飛沫感染を防止する透明板等の設置 ・キャッシュレス対応機器導入 ・サーモグラフィカメラの導入 ・自動消毒液噴霧器（ノータッチディスペンサー）の導入など	販路拡大 業態転換		・新商品の開発費や陳列棚の購入 ・新たな販促用チラシ及びECサイト作成 ・非接触型のオンライン営業や業態転換（デリバリーへの転換等）に必要な機器購入など
事業区分		補助対象経費												
対面型サービス等	密集回避	・密集を避けるための座席配置の変更等の改修など												
	密閉回避	・換気設備（換気扇、換気ダクト）や空気清浄機（殺菌等機能付き） ・換気に必要な「網戸」の設置など												
	密接回避	・飛沫感染を防止する透明板等の設置 ・キャッシュレス対応機器導入 ・サーモグラフィカメラの導入 ・自動消毒液噴霧器（ノータッチディスペンサー）の導入など												
販路拡大 業態転換		・新商品の開発費や陳列棚の購入 ・新たな販促用チラシ及びECサイト作成 ・非接触型のオンライン営業や業態転換（デリバリーへの転換等）に必要な機器購入など												

申請について

申請期間	令和3年1月18日(月)～3月31日(水) ※3月31日(水)必着のこと ※予算を超えた時点で申請受付を終了します。※申請は事業完了後(支払後)に行ってください。
経費対象期間	令和2年10月1日(木)～令和3年3月31日(水)
申請書類	<p>①三田市新しい生活様式対応事業者応援助成金交付申請書兼請求書</p> <p>②市内において事業実態が分かるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書の写し、確定申告書の写し、開業届の写しなど <p>③本人確認ができるもの(個人事業主の方のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、住民票のいずれかの写し(住所、氏名、生年月日が分かる部分) <p>④補助事業内容がわかるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆工事の場合 ※契約を行い実施した場合のみ提出 <ul style="list-style-type: none"> ・契約書(注文書、注文請書の写し)⇒契約内容が分かること、押印があること。 ・契約内容(工事図面や製品のパンフレットの写し) ・工事写真(完了後)※A4用紙に貼り付けて提出 ◆備品等の購入の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・購入した備品のパンフレットの写し(アクリル板、パーティション類等は除く) ・購入した備品等の設置写真 ※A4用紙に貼り付けて提出 <p>⑤事業に係る経費のレシート、領収書の写し ※別紙シートまたはA4用紙に貼り付けて提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費を支払ったことを証するレシート、領収書 ※レシート、領収書には必ず内容が確認できるものを添付してください。品名の記載が無いなど確認できないものは補助対象外となります。 ※提出された書類は、原則返却できませんので、予めご了承ください。 ・クレジットカードや振込の場合は、以下の書類が必要です。 <p>(注)クレジットカード払いの場合、事業期間内(令和2年10月1日～令和3年3月31日)に支払(申請者の口座からの引き落とし)を終えていることが必要となります。申請の際は当該引き落としがされた口座の通帳コピーを提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆レシート・領収書 ◆カード利用明細書 ◆カードの利用金額または振込金額が引き落とされたことが確認できる通帳のページの写し(「電子通帳引き落とし明細」も可) ※代表者以外の個人名義カードは不可。 ※法人の場合、法人代表者個人名義のカードは不可。 <p>⑥兵庫県感染防止対策宣言ポスターの掲示及び兵庫県新型コロナ追跡システム登録の掲示の両方が確認できるもの(顧客等対面型の接客を伴う事業者のみ提出)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店内や事務所等に掲示している感染防止宣言ポスター、追跡システム登録の写真 ※A4用紙に貼り付けて提出 <p>⑦振込口座が確認できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者名義の通帳の見開きのページなどの写し ※法人で申請される場合は法人名義の口座であることが必要です。法人代表者個人名義の口座は受付できません。 ※口座名義人のカタカナ表記、金融機関名、支店名、店コード、預金種目、口座番号が分かるもの ※ゆうちょ銀行の場合、他の金融機関からの振込用の店名(店番)、口座番号が分かるもの
申請方法	<p>①～⑦の申請書類を下記の提出先に郵送してください。 (新型コロナウイルス感染防止のため、原則、郵送申請にご協力ください。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【提出先(郵送)】 〒669-1595 三田市三輪2丁目1-1 三田市役所 産業政策課 宛</p> </div>
支給時期	申請書類の審査後、概ね2週間を目途に指定口座に振り込みます。書類に不備がある場合、口座振込ができませんので、 郵送前に提出書類を十分ご確認ください。
問合せ先	三田市地域創生部産業戦略室 産業政策課 Tel 079-559-5085(直通) E-mail: sangyo@city.sanda.lg.jp fax 079-559-5024